

# 令和元年第10回南島原市教育委員会定例会

日時 令和元年10月30日(水) 午後2時  
場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第43号 有家小学校新築工事(建築工事)請負契約の変更について

議案第44号 有家小学校新築工事(電気設備工事)請負契約の変更について

議案第45号 有家小学校新築工事(機械設備工事)請負契約の変更について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○令和元年9月の諸会議並びに諸行事

- 27日(金) 14:30 第9回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 28日(土) 18:00 木村 優仁氏 藍綬褒章受章記念祝賀会(ザ・マーキーズ)
- 29日(日) 9:00 南島原市立小学校運動会(飯野、布津、有馬、野田、加津佐小)
- 30日(月) 10:00 令和元年第2回議会(決算審査特別委員会)(有家庁舎)  
15:00 第2回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議(南有馬庁舎)

## ○令和元年10月の諸会議並びに諸行事

- 2日(水) 13:00 学校訪問(堂崎小学校)
- 3日(木) 9:00 南島原市中学校総合体育大会駅伝競走(諫早市)
- 6日(日) 9:00 西有家地区体育祭(西有家中学校)
- 7日(月) 15:00 全日本女子弓道選手権大会入賞報告(西有家庁舎)
- 8日(火) 9:00 部局長会議(西有家庁舎)
- 9日(水) 16:30 第50回ジュニアオリンピック陸上競技大会出場報告(西有家庁舎)
- 11日(金) 10:00 令和元年第2回議会(閉会、委員長報告、採決)(有家庁舎)  
16:30 令和遣欧少年使節団壮行会(西有家庁舎)
- 13日(日) 9:30 第10回南有馬地区体育祭(南有馬運動公園)
- 17日(木) 13:30 長崎県下都市教育委員会庶務担当課長及び社会教育担当課長会議  
(~18日)(真砂ほか)
- 20日(日) 10:00 市表彰式(コレジヨホール)  
12:30 令和元年度 南島原市PTA連合会親睦球技大会(南有馬体育館)
- 21日(月) 9:30 定期監査(世界遺産推進室)(南有馬庁舎)  
13:15 校長中間面談(南有馬庁舎)
- 23日(水) 9:20 校長中間面談(南有馬庁舎)
- 25日(金) 13:30 教育委員会指定研究発表会(深江小学校)
- 27日(日) 9:00 第14回南島原市ソフトバレー交流大会(南有馬体育館)  
12:00 令和元年度有家町文化祭開会行事(コレジヨホール)
- 28日(月) 13:00 学校訪問(有馬小学校)  
15:00 東京2020オリンピック聖火リレー長崎県実行委員会第4回実行委員会(長崎市)

## 議案第43号

### 有家小学校新築工事（建築工事）請負契約の変更について

#### 提案理由

令和元年7月1日議案第12号で議会の議決を経た有家小学校新築工事（建築工事）請負契約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決を経る必要があるため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和元年10月30日

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

#### 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	1,625,292,000円	1,655,390,000円

様式第8号(第17条関係)

契約変更申込書(案)

H31KS0301K0005  
令和 年 月 日

上滝・川田建設工業・三青特定建設工事共同企業体  
代表構成員 (株)上滝 島原営業所  
営業所長 郡家 光徳 様  
その他構成員① 川田建設工業(株)  
代表取締役 下田 幸廣 様  
その他構成員② (株)三青 南島原営業所  
所長 松本 好生 様

南島原市長 松本 政博



工事番号 31南都工第2号  
工事名 有家小学校新築工事(建築工事)

令和1年7月1日締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ南島原市建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付して下さい。

記

1	現請負代金額	¥1,625,292,000	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	¥120,392,000)	
2	変更請負代金額	¥1,655,390,000	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	¥150,490,000)	
3	請負代金額の増額	¥30,098,000	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増額)	¥30,098,000)	
4	現契約工期	着工 令和1年7月7日	480 日間
		完成 令和2年10月28日	
5	変更契約工期	着工 令和1年7月7日	480 日間
		完成 令和2年10月28日	
6	部分払回数	現回数 回	
		変更回数 回	
7	支払限度額等	年度 現支払限度額	変更後支払限度額
		令和1年度 ¥650,110,000	¥650,110,000
		令和2年度 ¥975,182,000	¥1,005,280,000
		現出来高予定額	変更後出来高予定額
		令和1年度 ¥650,110,000	¥650,110,000
		令和2年度 ¥975,182,000	¥1,005,280,000

8 変更内容 消費税率の改正による請負代金額の変更

備考1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、市長が変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

議案第44号

有家小学校新築工事（電気設備工事）請負契約の変更について

提案理由

令和元年7月1日議案第13号で議会の議決を経た有家小学校新築工事（電気設備工事）請負契約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決を経る必要があるため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和元年10月30日

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	163,350,000円	166,375,000円



様式第8号(第17条関係)

契約変更申込書(案)

H31KS0301K0006  
令和 年 月 日

三恵・巧特定建設工事共同企業体  
代表構成員 ㈱三恵電業  
代表取締役 田村 瑞男 様  
その他構成員 ㈱巧電設 深江営業所  
所長 松田 勝志 様

南島原市長 松本 政博



工事番号 31南都工第3号  
工事名 有家小学校新築工事(電気設備工事)

令和1年7月1日締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ南島原市建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付して下さい。

記

1	現請負代金額	¥163,350,000	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	¥12,100,000)	
2	変更請負代金額	¥166,375,000	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	¥15,125,000)	
3	請負代金額の増額	¥3,025,000	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増額)	¥3,025,000)	
4	現契約工期	着工 令和1年7月7日	480 日間
		完成 令和2年10月28日	
5	変更契約工期	着工 令和1年7月7日	480 日間
		完成 令和2年10月28日	
6	部分払回数	現回数 回	
		変更回数 回	
7	支払限度額等	年度 現支払限度額	変更後支払限度額
		令和1年度 ¥65,340,000	¥65,340,000
		令和2年度 ¥98,010,000	¥101,035,000
		現出来高予定額	変更後出来高予定額
		令和1年度 ¥32,670,000	¥32,670,000
		令和2年度 ¥130,680,000	¥133,705,000

8 変更内容 消費税率の改正による請負代金額の変更

備考1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、市長が変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

議案第45号

有家小学校新築工事（機械設備工事）請負契約の変更について

提案理由

令和元年7月1日議案第14号で議会の議決を経た有家小学校新築工事（機械設備工事）請負契約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決を経る必要があるため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和元年10月30日

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	296,859,600円	302,357,000円

契約変更申込書(案)

H31KS0301K0007  
令和 年 月 日

フジエ・植木機械特定建設工事共同企業体  
代表構成員 ㈱フジエテック  
代表取締役 藤川 彰二  
その他構成員 ㈱植木機械  
代表取締役 植木 伸也

様  
様

南島原市長 松本 政博



工事番号 31南都工第4号  
工事名 有家小学校新築工事(機械設備工事)

令和1年7月1日締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ南島原市建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付して下さい。

記

1	現請負代金額		¥296,859,600	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)		¥21,989,600)	
2	変更請負代金額		¥302,357,000	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)		¥27,487,000)	
3	請負代金額の増額		¥5,497,400	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増額)		¥5,497,400)	
4	現契約工期	着工 令和1年7月7日		480 日間
		完成 令和2年10月28日		
5	変更契約工期	着工 令和1年7月7日		480 日間
		完成 令和2年10月28日		
6	部分払回数	現回数	回	
		変更回数	回	
7	支払限度額等	年度	現支払限度額	変更後支払限度額
		令和1年度	¥118,740,000	¥118,740,000
		令和2年度	¥178,119,600	¥183,617,000
			現出来高予定額	変更後出来高予定額
		令和1年度	¥59,371,920	¥59,371,920
		令和2年度	¥237,487,680	¥242,985,080

8 変更内容 消費税率の改正による請負代金額の変更

備考1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、市長が変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。



# 令和元年第10回南島原市教育委員会定例会

日時 令和元年10月30日(水) 午後2時

場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 追加議事日程

- 第1 議案第46号 物品売買契約(中学校教育用パソコン等)の変更について  
議案第47号 南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱の制定について

## 議案第46号

### 物品売買契約（中学校教育用パソコン等）の変更について

#### 提案理由

令和元年10月11日議案第26号で議会の議決を経た物品売買契約（中学校教育用パソコン等）の一部を次のとおり変更するため、議会の議決を経る必要があるため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条7号の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和元年10月30日

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

#### 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	56,764,800円	57,816,000円

様式第7号（第16条関係）

契約変更申込書（案）

H31KJ0201B0019  
令和 年 月 日

扇精光ソリューションズ（株）

代表取締役 濱口 晴樹 様

南島原市長 松本 政博



番号 31南教学第572号  
名称 中学校教育用パソコン等購入

令和 1年10月11日 締結した請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。

なお、この契約変更について異議がなければ南島原市建設工事執行規則に定める契約変更  
請書を送付して下さい。

記

- |   |                         |                    |
|---|-------------------------|--------------------|
| 1 | 現 請 負 代 金 額             | ¥56,764,800        |
|   | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額    | ¥4,204,800）        |
| 2 | 変 更 請 負 代 金 額           | ¥57,816,000        |
|   | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額    | ¥5,256,000）        |
| 3 | 請 負 代 金 額 の 増 額         | ¥1,051,200         |
|   | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増額 | ¥1,051,200）        |
| 4 | 現 契 約 期 間               | 着手 令和 1年10月11日     |
|   |                         | 169 日間             |
|   |                         | 完了 令和 2年 3月27日     |
| 5 | 変 更 契 約 期 間             | 着手 令和 1年10月11日     |
|   |                         | 169 日間             |
|   |                         | 完了 令和 2年 3月27日     |
| 6 | 部 分 払 回 数               | 現回数 回              |
|   |                         | 変更回数 回             |
| 7 | 変 更 内 容                 | 消費税率の改正による請負代金額の変更 |

備考1 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、市長が変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。

議案第 4 7 号

南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱の制定について

提案理由

南島原市立幼稚園又は新制度未移行幼稚園を利用する児童の保護者が支払うべき副食の提供に要する費用の一部を補助する事業を実施するため、要綱を制定するもの。

令和元年 1 0 月 3 0 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

## 南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、南島原市立幼稚園又は新制度未移行幼稚園（以下「幼稚園等」という。）を利用する児童の給食の副食に係る費用（以下「副食費」という。）を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的に、幼稚園等に入園する児童の保護者に対し、予算の定めるところにより、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新制度未移行幼稚園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項第2号に規定する幼稚園をいう。
- (2) 児童 南島原市の区域内に住所を有する者であつて、法第19条第1項第1号に掲げる教育・保育給付認定子どもに該当する小学校就学前子ども又は法第30条の4第1号に掲げる施設等利用給付認定子どもに該当する小学校就学前子どもをいう。
- (3) 保護者 親権者、未成年後見人その他当該児童を養育している者をいう。
- (4) 申請者 幼稚園等に入園する児童の保護者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、前条第4号に定める申請者とする。

(補助金の対象となる経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項に規定する費用のうち、幼稚園等を利用する児童（小学校第3学年修了前子どもがいる場合における小学校就学前子どものうち、最年長者及び2番目の年長者である児童をいう。）の保護者及びその者と同一の世帯に属する者についての市町村民税所得割合算額が77,101円以上である者に対する副食の提供に要する費用とする。

2 補助金の額は、児童1人当たり月額2,460円を上限とし、その計算方法は、給食費に10分の6を乗じた額とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の申請から受領までの権限を、南島原市学校給食会北有馬給食センターに委任することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(手続の特例)

第7条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、省略するものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年 月 日から施行し、令和元年10月以後の月分の補助金から適用する。



南島原市長 様

申請者  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付申請書

南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金の交付について下記のとおり申請します。

また、本申請を行うにあたり、誓約事項に相違ないことを誓約し、必要な場合には、南島原市警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 児童氏名 \_\_\_\_\_
- 2 利用幼稚園名 \_\_\_\_\_
- 3 生年月日 \_\_\_\_\_
- 4 交付申請額

交付申請額		金 _____ 円 ( 年 月分～ 年 月分)						
対象月	実費徴収額		補助申請額	対象月	実費徴収額		補助申請額	交付申請額 左記Cの合計
	給食費 a	うち副食費 (aに10分の6を 乗じた額) b	bと2,460円のう ち少ない額 c		給食費 a	うち副食費 (aに10分の6を 乗じた額) b	bと2,460円のう ち少ない額 c	
4月	円	円	円	10月	円	円	円	円
5月	円	円	円	11月	円	円	円	
6月	円	円	円	12月	円	円	円	
7月	円	円	円	1月	円	円	円	
8月	円	円	円	2月	円	円	円	
9月	円	円	円	3月	円	円	円	

委 任 状

私は、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金について、南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱に基づく交付申請に係る一切の権限を南島原市学校給食会北有馬給食センターに委任します。

年 月 日  
住 所  
氏 名

(印)

#### 誓約事項

- ① 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他市長が認めるもの

- ② 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。
- ③ 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。
- ④ 暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、警察に通報します。

※市では、南島原市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

南島原市長



南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付・却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので南島原市立幼稚園等副食費助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

1 承認 ・ 却下  
(却下の理由)

2 交付決定額 円